

第4章 調 整

第1節 労働争議の調整

1 概 況

労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく調整事件（あっせん、調停、仲裁）の最近5か年における取扱状況は、4-1表のとおりである。

令和元年の取扱件数は、前年からの繰越しが1件、新規申請が2件の計3件となり、全て終結した。

なお、調停は平成15年以降、仲裁は昭和51年以降申請がない。

また、使用者からの申請は平成10年以降、労使双方からの申請は昭和57年以降、職権による調整は昭和59年以降取扱いがない。

(4-1表) 調整事件の係属件数

年次	調整区分	取扱件数			終結件数				次年繰越し件数	解決率(%)
		前年繰越し	新規申請	計	解決	取下げ・不開始	打切り・不調	計		
27	—			0				0	0	—
28	—			0				0	0	—
29	—			0				0	0	—
30	あっせん		1	1				0	1	—
元	あっせん	1	2	3		1	2	3	0	0.0

注) 1 解決率は、終結件数から取下げ及び不開始(規則65Ⅱ)の件数を除いて算出したものである。

※解決率=解決÷(解決+打切り+不調)

2 解決には、自主解決であっても、あっせん活動が解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものを含む。

2 新規申請の状況

(1) 産業別、企業規模別申請件数

最近5か年における新規申請事件の産業別、企業規模別申請件数は、4-2表のとおりである。

(4-2表) 産業別、企業規模別申請件数(新規)

年 次		27	28	29	30	元
調 整 区 分		—	—	—	あつせん	あつせん
新規申請件数		0	0	0	1	2
産 業	運輸業, 郵便業 道路旅客運送業				1 (1)	
	教育, 学習支援業 学校教育					1 (1)
	医療, 福祉 医療業					1 (1)
企 業 規 模 別	30人未満					
	30～ 99人					
	100～ 299人				1	
	300～ 499人					2
	500～ 999人					
	1,000～4,999人 5,000人以上					

注) () は、内数である。

(2) 調整事項別件数

最近5か年における新規申請事件の調整事項別件数は、4-3表のとおりである。

(4-3表) 調整事項別件数(新規)

年次	27	28	29	30	元
調整区分	—	—	—	あつせん	あつせん
調整事項					
賃金等				1	3
賃金増額					(1)
一時金					(1)
諸手当					
その他賃金				(1)	(2)
退職一時金・年金					
解雇手当・休業手当					
団交促進					1
合計	0	0	0	1	4

注) 1 複数の調整事項を有する事件があるため、係属件数とは一致しない。
2 () は、内数である。

(3) 調整員構成別件数

最近5か年における新規申請事件の調整員構成状況は、4-4表のとおりである。

(4-4表) 調整員構成別件数(新規)

年次	27	28	29	30	元
区分	—	—	—	あつせん	あつせん
構成					
公1人、労1人、使1人				1	1
公2人、労1人、使1人					1
指名なし					
合計	0	0	0	1	2

(4) 係属日数別件数

最近5か年における終結事件（前年からの繰越しを含む。）の係属日数の状況は、4-5表のとおりである。

(4-5表) 係属日数別件数

年次	27	28	29	30	元	
調整区分	—	—	—	—	あつせん	
係属日数	1日～10日					
	11日～20日					
	21日～30日					
	31日～60日					
	61日～90日				1	
	91日以上				2	
	計	0	0	0	0	3
	平均日数	—	—	—	—	141.0

注) 係属日数は、調整申請から終結までに要した日数である。

(5) 所要日数別件数

調整開始事件（調整員指名前に取下げ等があった事件を除く）のうち終結した事件（前年からの繰越しを含む。）の最近5か年における所要日数の状況は、4-6表のとおりである。

(4-6表) 所要日数別件数

年次	27	28	29	30	元	
調整区分	—	—	—	—	あっせん	
所要日数	1日～10日					
	11日～20日					
	21日～30日					
	31日～60日				1	
	61日～90日					
	91日以上				2	
	計	0	0	0	0	3
	平均日数	—	—	—	—	113.3

注) 所要日数は、調整開始（あっせん員の指名、調停開始の総会決議等）から終結までに要した日数である。

3 調整事件の概要

令和元年に係属した調整事件の概要は、4-7表のとおりである。

(4-7表) 調整事件一覧表
(繰越)

事件 番号 (通算)	事件名	年月日	概 要	調整員
		終結区分		指 名 年月日
		係属日数 (所要日数)		
30-1 (974)	A労働争議 あっせん事 件	(申請日) 30.11.13 (終結日) 元6.19	<p>【申請者】労働組合（企業別） 組合員数 30～99 人</p> <p>【被申請者】道路旅客運送業 従業員数 100～299 人</p> <p>【調整事項】賃下げ</p> <p>【調整回数】1回</p> <p>【経過】</p> <p>組合が、会社による一方的な賃下げに反対であるとして、あっせんを申請した もの。</p> <p>あっせんでは、あっせん員が当事者の互いの主張について歩み寄る余地を引き出そうとしたが、隔たりが大きかった。</p> <p>あっせん員が協議した結果、現状で合意に至るのは困難であるため、あっせん事件としては係属するものの、いったん当事者間の自主交渉に委ねることが適当との結論に達し、第1回あっせんは終了した。</p>	(公)本田 (労)八幡 (使)平野
		取下げ	<p>その後、自主交渉が決裂し、使用者側が組合の同意が無いまま賃下げを進めていく意向を示したことから、調整は困難と考えたが、組合側の意向を確認したところ、今後について検討したいとのことであったため、当面様子を見ることとした。</p>	
		219 (205)	<p>その後、使用者による賃下げが行われ、組合側からはあっせんではなく裁判で解決を進めることとしたとして取下書の提出があり、あっせんは終結した。</p>	30.11.27

(新規)

事件 番号 (通算)	事件名	年月日	概 要	調整員
		終結区分		指 名 年月日
		係属日数 (所要日数)		
31-1 (975)	B 労働争議 あっせん事 件	(申請日) 31.3.29 (終結日) 元.6.21	<p>【申請者】労働組合（企業別） 組合員数 30 人未満</p> <p>【被申請者】学校教育 従業員数 300～499 人</p> <p>【調整事項】定期昇給及び賞与の回復、団 体交渉</p> <p>【調整回数】 0 回</p> <p>【経過】 組合が、使用者と交わした合意書（定 期昇給の実施、賞与の回復の実施）につ いて使用者が誠実に検討すること、団体 交渉に担当の権限を有した者が出席す ること、真摯かつ誠実な労使交渉を行う ことを求め、あっせんに申請したもの。</p> <p>使用者側からあっせんに応じない旨の 意向を示されたため、使側あっせん員が 使用者側に事情聴取したところ、理事會 で決定したのであっせんには応じないと の意向を示した。</p> <p>あっせん員が協議した結果、使用者側 の意志が固く、あっせんによる解決は望 めないと判断して、あっせんの打ち切り を決定し、事件は終結した。</p>	(公)太田 (労)鈴木 (使)大里
		打切り		
		85 (38)		元.5.15

事件 番号 (通算)	事件名	年月日	概 要	調整員
		終結区分		指 名 年月日
		係属日数 (所要日数)		
元-2 (976)	C労働争議 あっせん事 件	(申請日) 元 5. 30 (終結日) 元 9. 25	<p>【申請者】労働組合（企業別） 組合員数 100～299 人</p> <p>【被申請者】医療業 従業員数 300～499 人</p> <p>【調整事項】定期昇給の回復</p> <p>【調整回数】 3 回</p> <p>【経過】</p> <p>組合が、定期昇給額の引き下げに反対であるとして、あっせんに申請したもの。</p> <p>第 1 回及び第 2 回あっせんでは、あっせん員が当事者の互いの主張について歩み寄る余地を引き出したところ、組合側からは、遡っての定期昇給額の回復は求めない、使用者側からは、経営状況を見た上で定期昇給額を元に戻すことを検討するので時間が欲しいとの意向が示された。</p> <p>あっせん員が協議した結果、あっせんに継続することとし、次のあっせんにおいて使用者側の検討結果を確認の上、調整することとし、あっせんは終了した。</p> <p>その後、当事者にあっせん案を送付し、検討を依頼した。</p> <p>第 3 回あっせんでは、使用者側からは、経営状況からあっせん案を受諾できず、対案もない、組合側からは、定期昇給額を元に戻すことができないのであれば決裂しかないとの意向が示された。</p> <p>あっせん員が協議した結果、あっせんによる解決は望めないと判断して、あっせんの打ち切りを決定し、事件は終結した。</p>	(公)長谷川 石堂 (労)石川 (使)西村
		打ち切り		
		119 (97)		

注) 「係属日数」は、調整申請から終結までに要した日数であり、「所要日数」は調整開始（あっせん員指名）から終結までに要した日数である。

第2節 争議行為予告通知及び実情調査

1 争議行為予告通知の概況

令和元年における労働関係調整法第37条の規定に基づく当委員会への争議行為予告通知件数は2件であり、前年と同数であった。

(1) 業種別予告通知件数

予告通知件数の業種別内訳は4-8表のとおりであり、令和元年の件数は医療が2件となっている。

(4-8表) 業種別予告通知件数

業種別 年次	運輸事業				郵便又は 電気通信 事業	水道、電 気又はガ ス事業	医療又は 公衆衛生 事業	計
	鉄道業	道路旅 客	道路貨 物	その他	電気通信		医療	
27							2	2
28							2	2
29							2	2
30							2	2
元							2	2

注) 業種の区分は、予告通知者における主たる関係事業所の業種による。

(2) 予告通知の主要争議事項

予告通知の主要争議事項は、賃金引上げ、一時金等の経済的事項を内容とするものが多かった。

2 実情調査の概況

争議行為予告通知があったものについて、労働委員会規則第62条の2の規定に基づき実情調査を行った件数は4-9表のとおりであり、令和元年は31件である。

終結状況は、解決24件、打切り3件、繰越し4件となっている。

なお、関与の度合いについては、いずれも実情調査を続けながら交渉の推移を見守った。

(4-9表) 実情調査の実施状況

終結状況 年次	調査組合数			調査結果				
	前年 繰越し	新規	計	解決	打切り	あ っ せ ん 行 移	繰越し	計
27	2	26	28	26	1		1	28
28	1	26	27	25	2			27
29		26	26	22	1		3	26
30	3	26	29	22	2		5	29
元	5	26	31	24	3		4	31

注) 1件の予告通知に基づき複数の事業所を調査している場合が多いため、調査件数は、予告通知件数を上回る。

第3節 個別労働関係紛争のあっせん

1 概況

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に基づくあっせん事件の最近5か年における取扱状況は、4-10表のとおりである。

令和元年の取扱件数は3件であった。

(4-10表) 個別労働関係紛争あっせん事件の係属件数

年次	取扱件数			終結件数				次年繰越し件数	解決率(%)
	前年繰越し	新規申請	計	解決	取下げ不開始	打切り	計		
27		8	8	1	1	5	7	1	16.7
28	1	4	5		1	4	5	0	0.0
29		3	3			2	2	1	0.0
30	1	1	2			1	1	1	0.0
元	1	2	3	2			2	1	100.0

注) 1 解決率は、終結件数から取下げ及び不開始の件数を除いて算出したものである。

※ 解決率 = 解決 ÷ (解決 + 打切り)

2 解決には、自主解決であっても、あっせん活動が解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものを含む。

2 新規申請の状況

(1) 産業別、企業規模別申請件数

最近5か年における新規申請事件の産業別、企業規模別申請件数は、4-11表のとおりである。

令和元年新規申請件数の産業別内訳は、情報通信業が1件、卸売業、小売業が1件となっており、企業規模別では従業員数10～49人が1件、50～99人が1件となっている。

(4-11表) 産業別、企業規模別申請件数(新規)

年次	27	28	29	30	元	
新規申請件数	8	4	3	1	2	
産業別	建設業 職別工事業 設備工事業	4 (3) (1)				
	製造業 食料品製造業 印刷・同関連業	1 (1)	1 (1)			
	情報通信業 情報サービス業			1 (1)		1 (1)
	卸売業、小売業 各種商品小売業					1 (1)
	金融業、保険業 保険業		1 (1)			
	不動産業、物品賃貸業 不動産賃貸業・管理業		1 (1)			
	学術研究、専門・技術サービス業 専門サービス業		1 (1)			
	生活関連サービス業、娯楽業 娯楽業				1 (1)	
	医療、福祉 医療業 保健・衛生	1 (1)		2 (1) (1)		
	サービス業(他に分類されないもの) その他の事業サービス業	2 (2)				
企業規模別	1～9人	1	3			
	10～49人	3	1	1	1	1
	50～99人	3		1		1
	100～299人					
	300～499人			1		
500人以上	1					

注) () は、内数である。

(2) あっせん事項別件数

最近5か年における新規申請事件のあっせん事項別件数は、4-12表のとおりである。

令和元年の新規申請事件のあっせん事項は、「賃金未払」に関するものが2件となっている。

(4-12表) あっせん事項別件数(新規)

年次	27	28	29	30	元
あっせん事項					
経営又は人事	9	4	3		
解雇	(5)	(2)	(1)		
配置転換、出向・転籍	(1)		(1)		
復職	(1)	(1)			
懲戒処分	(1)				
退職		(1)	(1)		
その他経営又は人事	(1)				
賃金等	4	3			2
賃金未払	(1)	(2)			(2)
賃金減額	(2)	(1)			
諸手当	(1)				
職場の人間関係				1	
パワハラ・嫌がらせ				(1)	

注) 複数のあっせん事項を有する事件があるため、係属件数とは一致しない。

(3) あっせん員構成別件数

最近5か年における新規申請事件のあっせん員構成状況は、4-13表のとおりである。

(4-13表) あっせん員構成別件数(新規)

年次	27	28	29	30	元
構成					
公1人、労1人、使1人	6	3	3	1	2
公2人、労1人、使1人					
指名なし	2	1			
合計	8	4	3	1	2

(4) 係属日数別件数

最近5か年における終結事件（前年からの繰越しを含む。）の係属日数の状況は4-14表のとおりである。

(4-14表) 係属日数別件数

年次		27	28	29	30	元
係属日数	1日～10日					
	11日～20日	1				
	21日～30日	2		1		
	31日～60日	1	3	1	1	
	61日～90日	3	1			1
	91日以上		1			1
	計	7	5	2	1	2
	平均日数	45.9	67.6	29.0	42.0	86.0

注) 係属日数は、あっせん申請から終結までに要した日数である。

(5) 所要日数別件数

最近5か年におけるあっせん開始事件（あっせん員指名前に取下げ等のあった事件を除く。）のうち終結した事件（前年からの繰越しを含む。）の所要日数の状況は、4-15表のとおりである。

(4-15表) 所要日数別件数

年次		27	28	29	30	元
所要日数	1日～10日	1				
	11日～20日	1		2		
	21日～30日		3		1	
	31日～60日	4				2
	61日～90日		1			
	91日以上					
	計	6	4	2	1	2
	平均日数	36.5	34.3	15.0	23.0	43.0

注) 所要日数は、あっせん開始（あっせん員の指名）から終結までに要した日数である。

3 あっせん事件の概要

令和元年に係属した個別労働関係紛争あっせん事件の概要は、4-16表のとおりである。

(4-16表) 個別労働関係紛争あっせん事件一覧表
(繰越)

事件 番号 (通算)	事件名	年月日	概 要	あっせん員
		終結区分		指 名 年月日
		係属日数 (所要日数)		
30-1 (47)	D個別労働 関係紛争あ っせん事件	(申請日) 30.10.15 (終結日) 31.1.24	【申請者】 労働者 【被申請者】 生活関連サービス業, 娯楽業 (10~49人) 【あっせん事項】 パワハラ・嫌がらせ 【あっせん回数】 1回 【経過】 ・労働者が、使用者のパワーハラスメントにより退職に追い込まれたと主張し、補償金等の支払いを求めたもの。 あっせんでは、当事者双方から聴取した事情などを踏まえ、あっせん員から金銭解決を打診したところ、両当事者とも了解したため、金額等を調整し、あっせん案を提示したところ、双方とも受諾して、事件は解決した。	(公)宮本 (労)原 (使)中村
		解決		
		102 (39)		30.12.17

(新規)

事件 番号 (通算)	事件名	年月日	概 要	あっせん員
		終結区分		指 名 年月日
		係属日数 (所要日 数)		
元-1 (48)	E 個別労働 関係紛争あ っせん事件	(申請日) 元. 8. 6 (終結日) —	【申請者】労働者 【被申請者】情報通信業 (50~99 人) 【あっせん事項】賃金未払 【あっせん回数】一回 【経過】 労働者が、賞与が未払いであると主張し支払いを求めたもの。 令和元年内に終結せず、翌年に繰り越した。	(公)宮本 (労)八幡 (使)西村
		繰越		元 10.17
		—		
元-2 (49)	F 個別労働 関係紛争あ っせん事件	(申請日) 元. 9. 10 (終結日) 元. 11. 18	【申請者】労働者 【被申請者】卸売業, 小売業 (10~49 人) 【あっせん事項】賃金未払 【あっせん回数】1 回 【経過】 労働者が、退職金が未払いであると主張し支払いを求めたもの。 あっせんでは、当事者双方から聴取した事情などを踏まえ、使側あっせん員から使用者側に対し退職金を支払うことを打診したところ、了解した。そこで、両当事者と金額等を調整し、あっせん案を提示したところ、双方とも受諾して、事件は解決した。	(公)本田 (労)山岸 (使)松川
		解決		元 10.3
		70 (47)		

注) 「係属日数」は、あっせん申請から終結までに要した日数であり、「所要日数」はあっせん開始(あっせん員指名)から終結までに要した日数である。

第4節 労働相談

1 労働相談の概況

労働相談件数及び労働相談内容別件数の最近5か年の状況は、4-17表のとおりである。令和元年の労働相談件数は368件であり、前年(415件)と比較して11%減少した。また、労働相談内容別では、「賃金・手当」や「パワハラ・嫌がらせ」に関する相談が多かった。

(4-17表) 労働相談件数及び相談内容別件数の状況

年次		27年	28年	29年	30年	元年
相談件数		283	452	483	415	368
相談内容	組合関係	12	7	4	5	11
	団体交渉	3	3	2	6	1
	解雇	28	36	26	31	26
	配置転換、出向・転籍	12	11	10	9	5
	復職	2	3	6	2	1
	懲戒処分	4	3	4	3	3
	退職	30	58	51	47	40
	賃金・手当	55	94	110	100	95
	労働契約	12	22	6	11	4
	労働時間	26	23	17	14	14
	休日・休暇・休業	24	41	54	40	30
	社会保険・労働保険	22	47	55	38	42
	セクハラ	1	3	2	6	3
	パワハラ・嫌がらせ	46	63	70	69	56
その他	89	121	142	128	100	

注) 複数の内容を有する相談があるため、相談件数と相談内容ごとの件数の合計は一致しない。

2 出前無料労働相談会及び月例無料労働相談会の開催

県内の労働相談需要に対応するとともに、労働委員会を県民に広くPRし、あっせん制度の利用機会を拡大することを目的として、4-18表のとおり出前無料労働相談会を県内13箇所で開催し、9件の相談があった。また、月例無料労働相談会を4-19表のとおり開催し、4件の相談があった。

(4-18表) 出前無料労働相談会開催状況

日 時	場 所	相談対応者
2月24日(日) 午後1時～4時	盛岡市 (アイーナ・いわて県民情報交流センター)	(公)太田 (労)山岸 (使)大里
3月3日(日) 午後1時～4時	釜石市 (イオンタウン釜石)	(公)長谷川 (労)原 (使)西村
6月16日(日) 午後1時～4時	北上市 (北上市市民交流プラザ)	(公)本田 (労)原 (使)松川
6月23日(日) 午後1時～4時	釜石市 (イオンタウン釜石)	(公)長谷川 (労)八幡 (使)大里
	二戸市 (カシオペアメッセ・なにゃーと)	(公)太田 (労)山岸 (使)中村
6月30日(日) 午後1時～4時	奥州市 (奥州地区合同庁舎)	(公)石堂 (労)石川 (使)平野
	大船渡市 (大船渡地区合同庁舎)	(公)宮本 (労)鈴木 (使)西村
8月7日(水) 午後4時～7時	盛岡市 (イオンモール盛岡)	(公)石堂 (労)鈴木 (使)松川
10月6日(日)※ 午前10時～午後3時	盛岡市 (アイーナ・いわて県民情報交流センター)	(公)石堂 (労)八幡 (使)平野
10月12日(土) 午後1時～4時	遠野市 (あすもあ遠野)	(公)太田 (労)山岸 (使)大里
	宮古市 (宮古市市民交流センター)	(公)長谷川 (労)石川 (使)西村
11月10日(日) 午後1時～4時	一関市 (一関地区合同庁舎)	(公)宮本 (労)原 (使)中村
	久慈市 (久慈地区合同庁舎)	(公)本田 (労)鈴木 (使)松川

※ 10月6日(盛岡市)は、岩手労働局、岩手弁護士会等との関係機関合同労働相談会として開催。

(4-19表) 月例無料労働相談会開催状況

日 時	場 所	相談応対者
1月25日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (岩手県庁)	(公)宮本 (労)八幡 (使)松川
2月22日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (岩手県庁)	(公)長谷川 (労)山岸 (使)大里
3月25日(月) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (岩手県庁)	(公)本田 (労)鈴木 (使)中村
4月26日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (岩手県庁)	(公)太田 (労)原 (使)松川
5月24日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (岩手県庁)	(公)石堂 (労)石川 (使)西村
6月21日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (岩手県庁)	(公)宮本 (労)山岸 (使)平野
7月26日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (岩手県庁)	(公)長谷川 (労)八幡 (使)大里
8月23日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (岩手県庁)	(公)本田 (労)原 (使)中村
9月27日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (岩手県庁)	(公)太田 (労)鈴木 (使)平野
10月28日(月) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (岩手県庁)	(公)石堂 (労)石川 (使)西村
11月22日(金) 午前10時15分～11時45分	盛岡市 (岩手県庁)	(公)宮本 (労)山岸 (使)松川
12月20日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (岩手県庁)	(公)長谷川 (労)八幡 (使)大里